

公物管理等分科会 第20回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第20回公物管理等分科会議事次第

日 時：平成26年 3 月18日（火） 15：02～16：56

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 事

（1）公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

- 全国学力・学習状況調査を実施するための委託事業（小学校・中学校）
(文部科学省)
- 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査（環境省）
- 環境研究総合推進費研究管理・検討事業委託業務（環境省）

3．閉 会

○北川主査 それでは、ただいまから第20回「公物管理等分科会」を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングについて、文部科学省の全国学力・学習状況調査を実施するための委託事業（小学校・中学校）、環境省の化学物質の人へのばく露量モニタリング調査及び環境研究総合推進費研究管理・検討事業委託業務について審議を行います。

初めに、文部科学省の全国学力・学習状況調査を実施するための委託事業（小学校・中学校）につきまして、審議を行います。本日は、文部科学省初等中等教育局の義本審議官に御出席をいただいておりますので、事業概要について御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いできればと思います。

○義本審議官 失礼いたします。文科省の初等中等教育局審議官の義本と申します。よろしく願いいたします。

お手元に文科省のクレジットが入りました資料を委託事業ということで用意しておりますので、これをベースにしまして御説明させていただきたいと存じます。

1枚おあげいただきたいと思います。

まず、全国学力・学習状況調査の「調査の概要」でございます。

この1ページにございますように、全ての教育委員会、学校、児童生徒が全国的な状況との比較により課題を把握して、施策、教育指導の充実や学習状況の改善等に生かすということで、平成19年から調査を開始しているところでございます。開始当初から民間に委託して実施しております。

平成25年度の参加児童生徒数につきましては、ここにございますように、小学校第6学年、約2万校、約113万人、中学校第3学年、約1万校、約109万人でございます。

対象となる教科につきましては、小学校が国語のA問題、B問題。A問題は知識を問う問題で、B問題についてはその活用能力を問う問題でございます。中学校は数学でございますが、算数のA問題、B問題と4つの教科でございまして、児童生徒の思考力、判断力、表現力をはかるため、記述式の問題を重視しているところでございます。問題の形式別に見ますと、この表にもございますように、選択式の問いにつきましては小学校が約3分の1、中学校が約半分でございます、残りは記述式または短答式となっております。後ほどまた見ていただきますが、記述式の中には100文字程度の記述を要するものもあるということでございます。

調査内容につきましては、教科の調査に加えまして、全ての児童生徒向けの主に学習習慣等に関します質問紙調査と、全ての学校向けの教科指導の状況等についての質問紙調査もそれぞれ実施しているところでございます。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、全国の学校、教育委員会の注目度が高いところでございますし、調査結果の発表時においては新聞、テレビ等にも大々的に取り上げられ、非常に関心の高い事業になっているところでございます。調査の結果として提供されます児童生徒個々人の成績データあるいは調査結果、学校別の結果などにつつまし

ては、熱心に学力向上に取り組む教育委員会、学校、教員により詳細に分析が行われ、指導改善に資料として活用しているところでございます。

こうしたことも踏まえまして、文科省におきましては、本調査の実施あるいは採点においてはミスがあってはならないということで、厳格な正確性を期す観点から、これだけの大きな規模の調査でございますし、また記述式を重視した調査という中において、全国的な同一の基準で精緻に採点することを可能にするような形でやっているところでございまして、業務を受託する民間事業者においては、創意工夫をしながら、本調査の特性に沿った形で特有の作業工程を構築してきていただいたところでございます。

2 ページ目が、民間の模擬試験等々を行う一般的な試験とどこが異なるかについて 5 点にまとめているところでございます。

1 点目は、高い機密性が求められることでございます。事前に漏洩しないように保管することはもちろんのこと、学校別結果や個人別結果の漏洩防止という観点から、採点・集計作業において高い機密性を確保する、あるいは輸送時の安全性、紛失等を防止する観点からの取り組みがございます。

2 点目は、さっき申し上げましたように、学校数は 3 万校を超える学校でございますし、その調査については各学校ごとに個別の児童生徒についての対応ということもありますので、学校向けに個別に梱包、発送、回収等をしているところでございますし、試験につきましても同一日に発送、回収、結果提供を一斉にやっているということでございます。

3 点目は、通常と異なる採点の作業がございまして。後ほど御説明させていただきますけれども、単にマル・ペケ等をつけるだけではなくて、どういう形で誤ったかということも含めまして、多種類の解答類型に分類して採点をしております。それによって個別のきめ細かな生徒指導に生かしていこうということでございます。それから、受験生が極めて多いことに加えて、機械的な採点ができない記述式の問題を多く含むこと、採点に困難が多い一方で、4 月に実施しまして 2 学期の学習指導にも役立てていただこうという形で、全体の工程を 2 カ月という短い期間でやっておりますので、複層的なチェックを短期間に集中的にやるということがございます。そのようなこともございまして、通常の試験よりもより一層高度な取り組みが求められる点が大きな特徴でございます。

3 ページ目は、全体の委託事業の調査のオペレーションを概略としてまとめたものでございます。

具体的には、本調査は約 3 万校での実施を各学校の教職員の協力に基づきまして、平日の通常の時間割の中で同じ日に一斉に実施される形態を踏まえながら、確実に各学校で調査が行われるという観点から、調査に必要な情報の整備、例えば生徒数とか学校数については日々それぞれ変わりますので、それを整備するとか連絡先の情報の整備、試験の問題あるいは調査マニュアル、質問紙等の調査資料を資材として作成し、それを梱包、発送、配送、回収、採点、集計、結果の提供など一連の工程を工夫しているところでございます。

特徴的なことを例として挙げさせていただきますと、まず各学校の調査対象となる児童

生徒数を、年度当初であるので、転校などの人数減も含めまして、学校と密接に連絡をとりまして、正確に把握して、学校側からの発送あるいは回収の状況について連絡、問い合わせを受けるなど、調査対象となる3万校及び全ての教育委員会と随時連絡調整を行いながら情報を集約させていただいています。

本調査の工程を通じまして、この資料にもございますが、各学校と工程の担当者の中で連絡調整を図るコールセンターを設けて、そこで運営しているところでございます。さらには、各学校の通常の授業日程の中に確実かつ円滑に調査の準備、実施、解答用紙の返送等が一般教諭でも行うことができるように、調査専用のさまざまな調査資料を民間事業者が創意工夫で開発しているところでございます。

1つの学校に送られる調査資材につきましては20種類程度に上りますけれども、それらを3万校全てに、異なる児童生徒数に応じまして必要な数だけパッケージングして送付するというのがございます。このため、段ボール箱の数にしまして、小学校・中学校それぞれ約3万個の段ボール箱に分けて、学校ごとにオーダーメイドのような形で各種の調査資料を梱包する作業が必要でございます。このような作業を円滑に進めるためには、調査資材の分類・梱包作業を容易にするような創意工夫がなされておりまして、また、コールセンターを通じまして、最新の児童生徒数等の状況を踏まえて作業できるシステムを構築いただいているところでございます。

さらには、特別な支援の必要な、例えば視力に障害があるお子さんへの点字の対応ですとか拡大文字の調査、あるいは外国人など漢字の理解が十分でない子供へのルビなどにつきましては、それぞれの学校のニーズに応じまして、連絡をとりながら必要部数を別送、梱包しております。

このような大量の調査資材をそれぞれに調達し、保管、梱包を行うためには、かなり広い作業スペースを確保した上で数週間の作業時間が必要となりますが、その期間については、外部に持ち出されることのないように厳重な形での管理体制を構築することが必要でございます。さらには、梱包後、発送された後に学校で保管中に紛失あるいは事前に漏洩することを防止するために、調査の前日に各学校に一斉に配付する形をとっているところでございます。調査終了後につきましては、解答用紙を各学校で段ボール箱に詰めて、調査日の翌日に一斉に回収いたします。ただし、当日欠席した児童あるいは行事等のために調査日より後に実施する分もございまして、これらの後日実施分の解答用紙につきましては、コールセンターの連絡を通じまして、配送担当や調査資材の仕分け担当と調整した上で、正式に実施したものと別途の回収を行っております。このような取り扱いを行いますのは、調査の公平性、信頼性を確保するということでやっている内容でございまして、調査日での実施とそれ以外での実施の確実な区別ができるということを、回収日のデータと採点・集計データをリンクさせる管理システムを構築してやっているところでございます。

回収された解答用紙は、梱包を解いた後に学校からの申告、実際の数量とのチェックあるいは分類などの仕分けを行いまして、採点に回るところでございます。この段階で解答

用紙の不足、記入間違いなど不備があった場合については、コールセンターを通じまして学校との調整を行います。

このようにコールセンターを中心に置きながら、調査に必要な情報の整備、更新、調査資材の作成、梱包、発送、解答の回収、採点、集計結果の提供など、本調査の一連の作業につきましては、極めて大規模であるとともに、相互に密接に連携していることがございますので、全体をきちんと統括して、各工程を誤りなき形で事業間の調整を行いながらマネジメントするということが非常に大事な点でございます。

4 ページには、採点について詳しく挙げているところでございます。ごらんいただきたいと思います。

採点に当たっても、一般の試験のようなマル・ペケに終わることなく、さっき申し上げましたように各学校の取り組みの改善につながるものということ、調査結果に対する信頼性を向上させる、信頼性の高さを確保するという観点から特別な処理をしているところでございます。例えば記述式、短答式においては、採点のずれあるいは不一致等を含めた採点ミスを防止する観点から、作業中に随時、採点結果につきましては、ここに書いてございますように品質チェックを行いまして、そのチェックを数度繰り返して間違いのない形にして調査を反復しているところでございます。このため、採点上課題が見つければ全ての解答を再確認するなどを繰り返し、正確性を期しているところでございます。

解答内容につきましては、誤りのパターンを含めた解答類型別に整理して採点して学校に提供しております。5 ページ以下にその実例を少し挙げておりますので、簡単に紹介いたします。

5 ページは国語のB問題でございまして、似ている間違いやすい漢字の特徴などについて100字程度で記述が求められる問題で、解答の記入例は6 ページ以降に書いているところでございます。

8 ページは数学でございますが、時間の関係上、省略させていただきます。

国語につきましては、7 ページにございますが、ちょっと見えにくくて大変恐縮でございますけれども、4 つの分類に正答例の誤りのパターンを整理しまして、それに基づいて採点するという格好をとっているところでございます。

このような形で採点方法は時間と手間を要し、困難さを伴う作業でございますけれども、採点中に関係者で実際の解答を踏まえた分類の調整を行いながら現実に行っております。これらの採点作業は、調査結果を学校の2学期の指導改善に生かせるように2カ月程度の期間で実施することがございまして、非常に困難な作業でございます。

飛んでいただきまして、11ページに通常の模擬試験との違いを少し整理させていただいております。

代表例として大学入試センター試験を挙げておりますけれども、ここにありますように、センター試験は基本的には個々の生徒の学習の到達度を判定するという形で、正答かどうかということを採点しますが、先ほどから申し上げているとおり、こちらの全国

学力・学習状況調査につきましては、学習の状況の把握と指導改善に当てはめる観点からということで、目的が異なるところでございます。

実施会場の数、対象人数ともに、先ほど申しましたように、思考力、判断力、表現力を見るという観点から記述式の問題を重視しておりますので、ここにございますような対応になっておるということでございます。

12ページをごらんいただきたいと存じます。

ここでは、入札説明会に参加したけれども結果として応札しなかった業者から、私どもとしては、その理由等についてヒアリングを行いまして、その結果をまとめているところでございます。

4者ございますけれども、A社の①、B社の②、C社の①、D社の①にございますように、本事業の規模が極めて大きく、その体制を整えることや事業のリスクが高いと感ずることから結果的に見送ったという理由がございます。

また、A社の③、D社の②にございますように、本調査の規模感、目的の特性から、民間事業者が行う一般的な模擬試験とは異なる手法をとる必要があるということで、そのような業者が日ごろ用いている独自の業務フローとは異なる業務の進め方が必要なのだという理由を挙げております。

また、B社の①や25年度にヒアリングを実施した業者から、またC社の①などから、本調査の業務の規模の大きさやリスクに比べまして、本調査の予算規模の程度では、なかなかそれに見合うだけの利益を出す体制を構築することが困難だということを挙げています。

また、A社の②にございますように、本調査は全国的に注目も集める調査でございますので、万が一何らかのトラブルが発生した場合に生じる会社としてのリスクが大きいということを挙げているところでございます。

これらを踏まえますと、本事業の規模の大きさ、業務の内容の特殊性、一方で、そのような規模の大きさや特殊性を要することに比べて事業の予定価格が低廉に抑えられていることで利益が少ないと感ずることなどを理由にして、現状の応札者の少ない状況になっているところでございます。

なお、内閣府の事務局から御質問いただいた小学校の解答用紙にマークシートの使用、あるいは評価基準の評価項目の必須項目の数については、業者からのヒアリングでは、入札を控える理由としては御指摘がなかったところでございます。

13ページでございます。

これまでの改善の取り組みを簡単に紹介いたしたいと思ひます。

まずは入札公告期間の確保でござひますが、当初は20日以上としておりましたけれども、26年度事業からは90日に延ばして、逐次延ばしているところでござひます。

2点目は国庫債務負担行為の活用で、23年度までについては準備事業と実施事業を別々の契約にしておりましたけれども、24年度事業から準備事業と実施事業を年度をまたいで一括して契約できるような形で、国庫債務負担行為を活用できる形にしておひます。

それから、情報提供の推進ということで、ホームページで情報提供窓口を周知することですとか、3. の必須項目につきましても、平成22年度の準備については41項目を22項目、実施については52項目を35項目という形で着実に推進しております。

ただ、これはこれまでの取り組みでございます。我々としては、本委員会からも御指摘をいただいていますように、複数の業者から入札に参加いただくような環境整備を図っていきたいということで、これまでのヒアリングあるいは御指摘等も踏まえながら内部で検討を進めておりまして、主に4点の改善策を今後とっていきたいと思っているところでございます。

1点目は、入札の審査におきまして、必須の評価項目が多く、新規業者参入の障壁になっているのではないかという御指摘もいただいているところでございます。これらを踏まえまして、参入の意欲を喚起する観点から抜本的に評価の項目を見直したいと思っております。必須項目につきましても、現在あるところのおよそ半減を目指すということでしっかり取り組んで、不要なものについては整理させていただきたいと思っております。特に既に実績のある業者にとって有利ではないかという御指摘もございました類似業務の経験の有無、具体的には採点・集計等のシステム業務、統計処理業務に従事した経験のある者がいれば、その経験内容に応じて別途評価するということを入れておりましたけれども、この項目につきましても、この際、評価項目から削除いたしまして、新規に参入する事業者の意欲を喚起する一助にしたいと思っております。

2点目は、先ほどの入札に参加しなかった業者からの聞き取りにもございましたように、4月の調査実施に間に合わせるためには、大規模な事業で非常に複層した事業でございますので、十分な時間を確保することが、入札の前の期間とともに、落札前からそのための資源を用意することについては、業者にとってできなかったときのリスクが非常に大きいので、実際に落札してから実施までの期間を十分とってほしいという御要望があったところでございます。この点を真摯に受けとめまして、現在10月ごろに実施しておりました契約時期を大幅に前倒しさせていただいて、落札した後、4月までの準備期間を十分とらせていただいて、その間、遺漏なきを図る形で業者等の参加を高めていく努力をさせていただきたいと思っております。

3点目は、本事業については、その規模感から1者が独占するのは困難でございます。実際には、中学校の事業につきましても、得意分野を持つ事業者がいわゆるジョイントベンチャーを組みまして、全体を統括する、マネジメントする業者とともに事業の委託を受けているところでございます。こうした共同企業体による提案が可能でありますけれども、なかなかこの点については十分業者に伝わっていないところがございます。この点を入札公告のホームページ内などにはっきりわかりやすくお伝えさせていただいて、一つ一つの事業者の規模が大きくななくても、その力を合わせて複合の企業体という参加での参入を促進してまいりたいと思っております。

それに伴いまして、4点目でございますが、1者当たりの企業規模にかかわらず、多く

の事業者の入札が可能になるよう、現在の全省庁統一資格につきまして、現状においては開札までの関東・甲信地区の役務の提供のAないしBの等級に格付された者に限っておりますけれども、さらにCの等級まで広げていきたいと思っております。その結果、現状においては参加資格がございますのは5,518者でございますけれども、C等級まで拡大いたしますと1万7,150者まで拡大いたしますので、新たな参入の促進に取り組んでいきたいと思っております。

このような取り組みを私どもとしては自主的に早速やらせていただきまして、平成26年度に実施します入札に向けて改善に取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

説明は以上でございます。

○北川主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明いただきました内容について御意見、御質問等、委員のほうから御発言をお願いいたしたいと思います。

○尾花副主査 では、最初に御質問を。

ヒアリングをされたということなのですが、なされたのは何者ですか。

○八田室長 4者でございます。

○尾花副主査 御省からの回答を見ますと、入札説明会に参加した事業者数は、例えば平成24年は16者とか平成25年は8者、非常に多い者が参加しておられ、そういう方々からもっと広く意見を聞くためには、例えば民間競争入札のパブリックコメントを利用すると、この事業の門戸を開くための方策があるかと思うのですが、そういうことは御検討にはならなかったでしょうか。

○北川主査 どうぞ。

○岸本参事官 事実関係についてだけ御説明させていただきますと、御指摘のように、以前かなり多くの会社の方に来ていただいたときもございまして、その時々もヒアリングをさせていただいて、さまざまな御意見を頂戴しております。

せんだって既に事務局にお出しさせていただいておりますデータで、委員の皆様のお手元にあるかどうかかわからないですけれども、22年から25年までの間の状況として、一番下に入札不参加の理由ということで、簡単な概要でございますけれども、その際に聞き取らせていただいた内容を掲載させていただいております。そのときにいただいた意見は、今回、先ほど審議官から御説明申し上げたとおり、リスクや規模の巨大さに比べると利益が少ないこと、事業規模が大き過ぎて自社で確実に実施できる体制をとるのが難しいといった御意見をいただいているところでございます。

○尾花副主査 質問の意図ですが、長年1者が続いている場合に、御省として広く門戸を開いていろいろな方の競争を高めようという努力をされる必要があると考えていて、その中で、例えば平成25年は8者が入札説明会に来ておられ、その中から8者の意見を得ることがなかなか難しく、4者しか得られなかったと。そのときに、御省としては、もう少し広く意見を求めるために別の方法を講じることも御検討になることは必要なのではないで

しょうかという趣旨で意見を述べさせていただきました。

○岸本参事官 説明が不十分で大変失礼いたしました。

正確に申し上げますと、今ここにとらせていただいております4者と申しますのは、昨年実施させていただきました説明会に来ていただいた7者のうちの4者でございますけれども、この7者のうちの3者は、今回の小学校事業と中学校事業にそれぞれ入札をいただいて落札されている業者でございます。ですので、その3者を除いた残り4者につきまして、その全てから聴取した結果がこちらになっておるということでございます。大変申しわけございません。

○尾花副主査 わかりました。

そうすると、いろいろな方から意見を聞く努力はされているということですが、この事業について拝見するに、落札率からして99.何%と非常に高いのが何年も続いておられ、御省にはより努力をしていただいて、競争性を高める努力をしていただく必要があるのではないかなと考えていて、その中で、入札に来られなかった方の意見も聞くという意味で、パブリックコメント等のシステムのある民間競争入札みたいなものを御検討いただくのも、この段階で何か検討いただくのがいいのではないかなと感じております。

以上です。

○北川主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。

2点質問があります。1点は、事業者様へのヒアリングで、応札できない理由として「事業規模が大きく」とおっしゃっているところがほとんどだったと思うのです。今回出された新たな改善策の中で、事業規模にかかわるのは、3番目におっしゃった複合企業体での受注という部分ですが、これだけではまだ不十分のような印象を受けます。ほかに何か改善策はないのでしょうか。

2点目が、今、尾花さんもおっしゃいましたが、この数年、1者応札が続いており、新聞報道によると落札率も97、98、99といった非常に高い水準となっているようです。手続が正当かどうかという話ではなく、外形的にそのようになっていることについて御省としてはどのようにお考えなのか、2点お願いします。

○義本審議官 2点目のほうからお答えさせていただきますと、予定価格につきましては、技術審査で最も高い評価を得た業者から参考見積もりをとりまして、それを参考にしながら過去の事業実績とか市場価格の調査を行いまして、選定しているところでございます。

それから、先ほどのヒアリングでもございましたように、事業を実施する際の手間、リスク等の割には利益率が非常に低いということでございまして、既存業者にとってみると、金額面で張り合うことがなかなか難しい。ですから、先ほどお話もありましたように、落札率が高いことにつきましては、より競争性が高められるという問題もそうでございますが、既に予定価格よりかなり低く抑えられているという観点が非常に大きいのではないかと

と私どもとしては認識しております。

もう一つは、規模の問題についてどう考えるのかについて、我々の中においてはいろいろな選択肢を検討させていただきました。一つは業務内容について分割することはあり得ないのかということを考えたところでございます。これは我々としては、この資料で言いますと3ページの業務フローにございますように、例えば梱包とか発送業務、集計、採点につきましては、それぞれの学校とやりとりをしながら調整しているということでございますし、その業務自身がシステムとして、全体として一つにつながることによって回っていくということがございます。

ですから、それぞれを部分的に切り分けてやることについては、理論的には可能かもしれませんが、例えば業者間の調整のコストが発生したり、場合によっては国が直接乗り出していった統括しなくてはいけないことになりますので、かえってコスト面で高くなってしまわないかという懸念がございます。業務面での分割、切り離してということについては、さっきから申し上げていますように、調査資料の作成あるいは資材の梱包、管理、発送、回収、採点という一連のものを全体としてコーディネートしながら、学校、教育委員会とやりとりしながらやるという体制がこの事業を回していく肝だと思っておりますので、内部では検討を真摯にさせていただきましたけれども、難しかったということでございます。

あとは、先ほど申しましたように、例えば西ブロックあるいは東ブロックという形で地域で分割できないかということについても検討させていただきました。これも先ほど申し上げましたように、この調査は、いわゆるマークシートでマル・バツがつく部分もございますが、記述式あるいは短答式の部分が多うございまして、採点の基準をそろえなくてはいけない業務が発生いたします。そうなりますと、地域ごとにその質が異なってくると疑念を持たれますし、その調整もやはりどこかでなくてはいけないことになりますので、コスト面とか、あるいは期限に間に合わせる形で、さっき申しましたように、4月後半に実施しまして、2学期の指導に間に合わせるために8月の後半ぐらいには学校に返さないと間に合わないという、かなり期間を限った中で非常に輻輳した業務を正確性を確保しながらやっている観点からすると、分割もなかなかなじまないのかなということでございます。

そうすると、さっき副主査が御指摘いただいたように、我々としては、今、御提案させていただいているように、情報をしっかりお伝えさせていただいて、評価項目も精選し、その中でこれまで培っていただいたようなことを含んでやっていただくことを、より丁寧に業者に説明会等でも御説明させていただいて、組んでいただくという方途をとるのが確実にふやしていくことにつながるのかなと思っておりますのでございます。

先ほど申しましたように、私どもとしては、1者の状況をなるべく早く改善したいという気持ちがございます。そのためにも、まずは私どもとして4点提案させていただいたことを、26年度の入札に間に合わせる形でぜひともやらせていただきたいと思っております。

ろでございます。

○引頭副主査 今、いろいろお話を伺いましたが、率直に申し上げますと、この4つの案だけで、すぐ26年度に別の事業者が現れるのかはよくわかりません。これまでずっと現れていないという事実もございます。

それと、さっきおっしゃったように、非常に安い価格で受注していただいている状況は、ある意味で、民間事業者に無理をさせている、ということかもしれません。そういう状況だとすると、今後の事業継続についても将来的には難しくなるのでは、という感じもしております。改善策がこれで十分なのかどうかは後でもう一度考えますが、現時点では、なかなかそうかと納得するのは難しいと思われます。

○義本審議官 さっきちょっと言葉足らずでございましたけれども、実は我々のところにも非公式に、民間の一部の業者から来年の入札につきましていろいろな相談を受けているところでございます。その中においても、私どもとしてはこのような取り組みをさせていただくことによって、ぜひ拡大させていただこうということで、必ずしも机上で考えていることではなくて、そういう形で私どもとしてはしっかり具体的なことも実現させていただきたいと思っているところでございます。

○川島副主査 御説明どうもありがとうございました。

3点ほどお聞きしたいと思っております、この事業の特徴は、非常に規模が大きいということと、マークシートとは違って採点が非常に大変だという印象を受けました。

その中で1点目は、ベネッセコーポレーションさんなり内田洋行さんがずっとこの事業に携わっていらっしゃるということで、この種の規模の事業を行っている企業がほかにもどの程度あるのか、そうではなくて、この2者は、この種の全国的な事業を行えるだけの最大手で、なかなかそういった事業体はないということなのか、その辺のところを差しかわりのない範囲で教えていただきたいのが1点です。

2点目ですけれども、毎年実施している非常に重要な事業ですので、複数年契約、例えば3年間行うとか、そういった可能性、余地はないのかというのが2点目です。といいますのは、毎年これだけ同じ会社がやっているということは、それなりにノウハウの蓄積だとか、利益の薄い事業でありながら長年やっていることによる効率化のメリットとかがひょっとしたらあるのかなという気も素人考えながら感じたところであります。単年度でとれるかどうかわからないということであれば、なかなかこの種の事業にはちゅうちょするけれども、複数年任されるということであれば、こうした事業にチャレンジするところもさらに出てくるのではないかと思いますので、今申し上げたような複数年ということがあり得るのかどうかを教えていただきたいと思います。

3点目は、今、御質問している中で質問する必要はないと思いましたので、以上2点についてお願いいたします。

○義本審議官 今、川島副主査が御指摘のように、小学校はベネッセコーポレーションさん、中学校については内田洋行さん、文具の会社でございますが、そこが一つの幹事役に

なりまして、採点については教育測定研究所、発送とか梱包につきましてはヤマト運輸さんと大日本印刷さんという形で組んでおられます。

この種の大量の試験業務をやるということについて言うと、規模感で言うと100万人規模でございますから、予備校とか入試センターの試験は大体数十万人規模でございますので、100万人規模を一括してやるようなところは業者としてはございません。ただ、先ほど申し上げました内田洋行さんの例がありますように、いわゆるベンチャーを組んで、今まで実績がなくても、そういう形で取り組むことについては、ある意味においては私どもとしてはあり得ると思っているところでございます。ですから、例えば予備校の模擬試験をやっているところが配送するところと印刷業者さんとかと組んで、統括的なところを決めた上でやっていただくこともあり得ると思っておりますし、先ほど冒頭に御提案させていただいたようなジョイントベンチャー方式、あるいは入札の企業の単位の拡大についても、それに資することになるかなと。

さっき申し上げましたように、今のジョイントベンチャー方式のやり方については、なかなか広く業者さんに情報として周知されていないのではないかと私どもは反省しております。ですから、ホームページ等でしっかりその辺については情報としてアップさせていただいて、お伝えさせていただこうということを、これは提案の2点目になるかと思えますけれども、入れているところでございます。

それから、複数年契約の問題でございます。例えばいろいろな統計の試験とか国家試験であれば、ある程度フォーマットが固まってやっていますけれども、日々教育政策が展開していく中において、全国学力・学習状況調査につきましても毎年度かなり変更を加えているところでございます。政権交代しまして希望利用方式が悉皆になったこともあります。それ以外に、例えば理科を加えたり、25年度の試験におきましても、追加する調査としまして経年変化の分析の調査とか、保護者に対する調査を加えたりとか、教育委員会に対する調査をしたりという形で、それぞれの調査については、いろいろな形での国会等の御審議とか現場での要望等も踏まえて改善しているところでございます。ということでございますので、安定的な形で契約を複数年結ぶことについては少し課題があるかなと思っております。

もう一つは、本調査が国の教育政策とか教育委員会、学校での指導改善に活用できるものになるように、この委託事業で作成、提供します調査結果の資料とか提供方法、時期等についても随時見直しております。ですから、安定的に契約をかちっとフィックスして結ぶことがなかなか難しいという事情があるところでございまして、事務局からも御指摘がありますように、私どもについても検討させていただきましたけれども、やはりなかなかしんどいかなという状況でございます。

○川島副主査 毎年中身が変わるという話ですが、政権交代があったときの話は別としまして、素人考えでいきますと、こうした調査は毎年同じような調査を行うことの重要性もあるのではないかと考えております。例えば調査事業の中身と前後に付随する事業がある

と思っていまして、問題をつくったり、採点者を手配したり、あるいは印刷し、それを配送し、回収したりとか、大枠はそんなに変わらないのかなという気もしたことと、問題の中身、科目とかについても、変わる部分と変わらない部分の割合を、ひょっとしたら変わらない部分もそれなりにあるのかなと思っております。おっしゃるとおり非常に御苦労されているのは今の御説明でわかったのですが、そうは言いながらも、変わる部分よりも変わらない部分に着目して何らかの工夫ができないのかなと、そんな趣旨で御質問しましたので、御理解いただけたらと思います。

○北川主査 よろしいですか。

それでは、時間も時間でございますので、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングについての審議はこれまでとさせていただきます、議論を整理いたしたいと思えます。

全国学力・学習状況調査を実施するための委託業務（小学校・中学校）については、一部新聞報道において、競争なき競争入札と報じられるなど、その競争性が問題視されており、国民からの関心も非常に高い事業であると考えられます。そのため、今回ヒアリングを実施しましたが、官民競争入札等監理委員会における実施要項の審議を通じて、事業規模の見直し、評価項目の見直し等を図ることにより、報道において指摘されている競争性についての課題の解決に資することができると考えられます。

したがって、これらの事業につきましては、民間競争入札を実施していただきたいと思えます。

本日の議論の中で各委員から示された課題や意見等について、実施府省において1カ月程度を目途に取りまとめでいただき、事務局を通じて御回答ください。その結果について各委員で確認したいと思えます。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思えます。整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告願います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○北川主査 よろしいですか。

それでは、文部科学省の皆様におかれましては、御出席ありがとうございました。

○義本審議官 一言よろしいでしょうか。

今、主査から御指摘いただきましたことについては、真摯に中で検討させていただきたいと思えます。ただ、これまでも申し上げましたように、結局、官民競争入札のメリットをいただいていることについても我々としてはこれまでも検討させていただきましたけ

れども、例えば契約年数の複数年化の問題、あるいは秘密保持とか入札準備の早期化という問題もございますが、もともとこの事業の特性とか中身に起因するところがございますので、その改善をまず私どもとしてしっかりやること自身が、同じことの繰り返しになりますけれども、入札業者をふやしていくことにつながると思いますので、その辺も中で検討させていただきまして、また正式に御回答させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○北川主査 この上ともよろしく努力していただきたいと思います。

(文部科学省関係者退室)

(環境省関係者入室)

○北川主査 それでは続きまして、環境省の化学物質の人へのばく露量モニタリング調査につきまして審議を行います。本日は、環境省環境保健部、塚原部長に御出席をいただいておりますので、事業概要等について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○塚原部長 環境保健部長の塚原でございます。よろしくお願いします。

概要を御説明いたします。

この調査は、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質につきまして、継続的、定量的なモニタリング評価を行い、人体へのばく露量を把握することで、環境リスクの評価、リスク管理対策の企画立案、リスク管理対策の検証を行い、健康被害の未然防止に資することを目的に実施しております。

この調査は平成14年度にスタートしておりまして、19年度まで「ダイオキシン類の人への蓄積量調査」として実施いたしておりまして、平成20年度から3年間、「ダイオキシン類をはじめとする化学物質の人への蓄積量調査」として発展させまして、その後の社会情勢を踏まえたものでございます。具体的に申しますと、ダイオキシンの人体への取り込み状況の把握を主眼としていたものを、平成23年度の段階で調査設計の組みかえを行いまして、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査として従来ダイオキシンを中心にやっておりましたものを、人への蓄積性が高い化学物質を中心に、具体的には重金属ですとか農薬代謝物なども対象といたしまして、血液や尿、食事を対象としたモニタリングを実施しております。

この調査は全国の3地域で実施しております。過去に調査を実施しました地域を順次巡回することで、人体への蓄積状況について経年変化を把握することが可能になっております。

実施に当たりましては、対象地域の自治体の御協力をいただき、参加者の募集を行います。受託者が現地に赴きまして、調査への同意の取り付けや採血、採尿といった試料採取、また、3日間にわたります陰膳調査。陰膳調査といいますのは、参加者の食事を1食余分につくっていただきまして、それを検査するというものでございますけれども、そういった調査を行っております。さらに、分析終了後は調査地域におきまして結果説明会を行い、

参加者に分析結果の返却を行っております。

分析対象といたします化学物質ですけれども、これは国内外の情勢等を踏まえまして、毎年度追加・変更を行い、その都度、真に必要とされているものを対象としております。例えば福島第一原発事故の影響で国民の間に食事に関する放射性物質の摂取に対する不安が高まった際には、我が国における平均的なばく露データが存在しなかったもので、平成24年度の段階から放射性物質を調査対象に追加しております。

この事業は毎年の連続性の高い事業でございますので、かつ自治体との調整が求められる業務内容になっておりますので、これまでのところ1者応札が続いているのが現状でございます。我々としても現在の1者応札が続く状況は望ましくないと考えておりますが、新規業者の参入は事業の特殊性から難しいといったような面がございます。

以上、概要を申し上げたところでございますけれども、委員の皆様方におかれましては、この調査の特性や特異性を御理解いただければと思います。特に人の健康に直接かかわる重要な調査でございますので、適切な御指示、御判断、御評価をお願いいただければと考えております。

詳細につきましては、やりとりの中で室長から御説明申し上げます。

○北川主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただきました内容について、委員のほうから御質問、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。

質問は1点だけです。環境省のほうで1者応札を解消していくための改善策についてお考えがあれば教えていただきたいと思います。受注資格審査があり、現時点では4者しか受注資格がないというのは理解していますが、もし何かお考えがあればよろしく願いいたします。

○北川主査 どうぞ。

○長坂室長 これは事務局の方からも御指摘を受けているところでございますが、公示期間がちょっと短目であったという御指摘を受けておりますので、こちらについては長目にとらせていただいて、15日程度の公示期間をとらせていただくことを来年度は考えております。実は今年度は、御指摘を踏まえて公示期間の前倒しはやらせていただきましたが、ちょっと不十分だったという御指摘を受けましたので、そちらについて対応させていただければと思います。

○引頭副主査 それだけでしょうか。

○長坂室長 御指摘を受けているのは、仕様書のほうで条件を緩和するべきではないかという御指摘は何点か受けてございます。ただ、条件を緩和できる部分が余りないと言ったら怒られるのですけれども、分析対象物質とか、どれをどれだけどうやってはかるとかというものについてはきっちりと決めさせていただいております。今、1者入っている、いであさん以外につきましてもヒアリングはさせていただいたわけですが、そのヒアリング

の中で、残りの３者は、分析はできるのですと。分析はできるのですが、この調査の特性上、自治体に行って自治体の調査参加者の人たちの同意を得るとか、そういった分析以外の部分がありまして、そこは先行事業者のほうがノウハウがあるということで、実際にはそこで有利になっているという事実があるわけですが、そういった手間を考えると、価格面でなかなか勝てないということを言われるのです。

ただ、だからといってその部分を取ってしまって、実際に自治体との調整とか参加者の同意の取りつけといった分析と関係ない部分をしなくてもいいよと言ってしまうと、この調査の設計自体が非常にやりづらくなってしまいます。なので、緩和すべきではないかと御指摘を受けた部分については、この調査をうまく円滑に実施するためには変えられない部分ではないかと思っております、そうすると、現時点でできるのは、公示期間をしっかりと長目にとって、仕様書の内容自体はしっかりとしたものをつくらせていただいていると思っておりますので、その内容で残りの３者は自治体との調整等のノウハウを獲得、あるいはやってみていただくしかないのではないかなと考えているところです。

○引頭副主査 当方の問題意識としては、今おっしゃった自治体との交渉のノウハウについて１者しか持っていないということになりますと、長期的な事業継続を考えて、代替可能性のようなことも視野に入れる必要があるのではないかと思います。この調査は、非常に大事な調査だと思います。今おっしゃった自治体との御調整等について、調査内容から外すというのは私も適切だとは思いますが、他社の受注可能性を増やすための手助けといえますか環境整備といったことについて、環境省のほうでももう少し取り組まれるというのはいかがでしょうか。

○長坂室長 具体的に手助けというか、当然自治体との調整というのは、いであさんに当たっても環境省がやる部分もあるわけです。ですから、実は今、１者やっているところでも手助けはしている状態であります。やはり自治体との調整ですので、民間会社が完全に100%全部できないこともあるわけで、それは環境省、国が言わないとやりづらい部分もありますので、一番最初の声がけ的な部分は環境省でやっているのです。ただ、その後の具体的なやりとりについては、どちらかというところ恐らく実際にそういうことをやったことがない、基本的には分析業者さんなので、いであさんは調査の当初からやられているので、そういう経験があって、その経験自体はどうしても有利になってしまいうところではあります。

具体的にどのように手助けをすればいいのかというのが、少なくとも仕様書上に書けるような形ではなかなか思いつかないというのが本音のところでございます。

○引頭副主査 御説明についてはわかりました。

○塚原部長 今、御指摘いただいた点ですが、例えば最初から最後まで自治体との調整を全く独自でやってくださいという前提でお考えになっておられて手が挙がらないということであれば、個別具体的な調整は委託業者にさせていただかなくてはいけないと思うのですが、最初の担当者と引き合わせるとか、それぐらいは当然こちらのほうでしていることだと思いますので、それを仕様書に書き込むのか、どういう形で情報提供するのか、

方法はいろいろ検討しなければいけないと思いますけれども、そういう前提条件で手を挙げていただけるのだということがわかるような取り組みをしてみてもいいと思います。

ただ、基本的な個別具体的な調整とか、受験者の方々に対する説明とか、そういうものについてはもちろん、そこまでやってしまうと何のための委託かわからなくなります。そういうことだと思いますので、その点については少し検討させていただきたいと思います。

○引頭副主査 ありがとうございます。

○尾花副主査 御説明いただきありがとうございました。

今の入札要項の記載方法等ですが、例えば監理委員会で入札要項等を検討する場合には、そういった具体的な、御省のほうでどのような手助けをすれば入札者がふえるようなことがありましたよというような御提案で、さまざまな表現方法の御提案等をさせていただくことも今まで小委員会で多々ございまして、それを通じてより入札しやすい環境に要項をつくり上げていったりする事例が今までたくさんございました。

そういうことをすることによって、現状4者のうち1者しか自治体との調整とか生体試料の採取についてのノウハウがある方がいなくて、今は事実上そこしかお願いできない状況であるときに、さらに入札者を広げるための要項の記載ぶりの工夫とか、委員会と一緒にさせていただくということは、何か御省の手助けになるような気はしております。なので、ほかに何か支障がなければ民間競争入札という手続に乗せていただくことを御検討いただくのもいいのかなと思います。

○長坂室長 まさに仕様書の記載内容について御意見をいただけること自体についてはメリットがあるのかもしれませんが、実はこの調査は毎年調査項目を検討して、前年度の結果も踏まえて、次の年は、そのときのトピックとか社会的に何が問題になっているのかということも踏まえた調査設計をして、全面的には変えておりませんが、何の化学物質をはかるのかとか、そういった部分について毎年検討しております。

市場化テストのシステムが組み込まれてしまいますと、最低でも秋の時点に仕様書の内容を固めて入札をかけなければいけないことになるのですが、そうすると、実はそのときはまだ当該年度の調査をやっている段階でございまして、次の年の調査設計ができないのです。そこが一番痛いところでございまして、先ほども申し上げましたとおり、福島第一原発事故を踏まえて放射性物質を対象物質に追加することを平成24年もやっているわけですが、そういった機動的な対応をするためにも、毎年の調査を、前年度の結果も踏まえつつ、またその年の状況を勘案してやっていく。この調査設計を踏まえようと、今言った市場化テストの中に入れ込んでいくということはなかなか難しいと考えております。

○北川主査 よろしいですか。

○尾花副主査 スケジュール的に難しいということですが、例えば変えるのが対象の薬品、化学物質と地域だけというのであれば、それでも手続に入れるのは難しいですか。

○長坂室長 まさに対象は化学物質と地域、地域はもうちょっと早く変えられるかもしれませんが、対象物質の部分が一番肝になってくる部分でございまして、柔軟に、し

かも迅速にその時点での社会情勢に対応するためには、化学物質の部分が一番ネックになると考えております。

○尾花副主査 わかりました。

○北川主査 よろしいですか。

御説明ありがとうございました。時間も来ておりますので、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングについての審議はこれまでとさせていただいて、議論を整理いたします。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、業務実施が可能な事業者が一定程度存在していることから、官民競争入札等監理委員会における実施要項の審議を通じて、入札スケジュールの見直しや情報開示の拡充等を図ることにより、競争性の向上が期待できると考えられます。

したがって、本事業については、民間競争入札の導入に向けた検討をお願いしたいと思います。

本日の議論の中で各委員から示された課題や意見等について、実施府省において1カ月程度を目途に取りまとめでいただき、事務局を通じて御回答をお願いいたします。その結果について各委員で確認したいと思います。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。整理したものにつきまして、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局からは何かございますか。

○事務局 特にございません。

○北川主査 よろしいですか。

○館事務局長 入札の日程で、実施要項のスケジュールが制約になるという御指摘がございましたけれども、そこはまた日程の調整を御相談できると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○北川主査 それでは、これで終わらせていただきますが、環境省の皆様におかれましては御出席ありがとうございました。

以上でございます。

(環境省担当者入れかえ)

○北川主査 それでは続きまして、環境省の環境研究総合推進費研究管理・検討事業委託業務につきまして審議を行います。本日は、環境省総合環境政策局、清水局長に御出席をいただいておりますので、事業概要等について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。

○清水局長 環境省の清水でございます。

本日はヒアリングをどうもありがとうございます。

環境省の本業務でございますが、環境省には競争的資金である環境研究総合推進費という予算がございます。これは競争的資金ですので、この資金を使ってさまざまな研究機関に資金を配分し、場合によっては地方、民間などを含めてやってもらうプログラムであります。その研究管理・検討を委託業務で行っているということでございます。

具体的な内容はここに書いてありますが、プログラムオフィサーを配置して新規課題を採択、実施課題を管理、終了課題をフォローアップし、研究成果の広報等を支援する体制を整備することと同時に、環境省のほうで環境研究企画委員会という親委員会を持っているのですが、その親委員会の下に設置されております研究部会、検討会、研究成果報告会などの運営事務を行っていただく予算であります。

この環境研究総合推進費というのは実は経緯がございまして、※1にこの経費が生まれた経緯が書いてありますが、基本的には3つの予算が統合してでき上がっております。平成22年度には地球環境研究総合推進費と環境研究・技術開発推進費、23年度には循環型社会形成推進科学研究費補助金という形で、地球環境の問題とか技術開発、循環型というのは廃棄物リサイクルであります。そういったものがあわさってできているものであります。したがって、この推進費自体は研究機関に対する委託でありますとか補助金の部分、あるいは地方に対する委託、他省庁に対する移しがえなどさまざまな性格を持った経費がこの中に入っており、その関係から、実は目未定の経費として要求しています。

つまり、後で申し上げますが、2月ぐらいの段階になって初めて新規研究とか課題、あるいは既存の課題の配分が決まって、そこでどの研究機関にどれだけ配分するかを決められるということが特徴になっておりまして、ここにこの経費が成立した経緯からの難しさがある、この管理を難しくしている面があります。これは後でまた御紹介したいと思います。

プログラムオフィサーを置いておりますが、これは当然のことながら各研究のプログラムなどを選定、評価、フォローアップする研究経歴のある責任者ということで、分野ごとに1～2名、計9名程度のプログラムオフィサーを置いていることになります。この予算が現在1億2,300万円程度なのですが、実はこの予算のうちの3分の2程度がプログラムオフィサーを雇う人件費となっております。プログラムオフィサーを雇って、その方々がしっかり研究をフォローアップしてもらうということになります。

そのほか研究部会とか検討会、研究成果報告会などの会議を開く運営業務を行いますので、実際のところ、これを委託されるところには余り資金が残らない。内容はほとんど決まっていますので、一般管理費プラス組織の人たちの人件費が少し出るということで、あとは全部最初から使い道が決まっているということで、これを受ける側からすると、利益が少なく、これを受けてもなかなかメリットが見つからない内容の予算ということが言えようかと思います。

これまで22年度からやってきておりますが、実はそういったこともあり、1者応札がかなり続いてきております。これは国際環境研究協会という団体で、同じ者が続いていることで、それは世間的にもかなり批判の対象になるわけですが、23年度におきまして、ある大手のコンサルティング会社が応札していただきました。それで2者応札になったのですが、そのときも大手のコンサルからすると余りにも予算が安過ぎてなかなか応札が厳しいということは後からも聞いておりますので、かなり厳しい状況の中でやってもらっているということがあります。

ただ、1者応札を我々も改善しようということで、22年度、23年度は企画競争でやってきておりましたが、24年度からは一般競争入札ということでオープンにしております。したがって、市場化テストが競争力を高めるということであれば、一般競争入札をもう既に行っており、その総合評価の中で見ているということでもあります。残念ながら24年度、25年度、1者応札が続いている状況の中で、さらなる改善を我々としても図っていこうということは考えております。

時間も余らないようでありますので、2者応札があつて、応札し切らなかった有力候補に、どういう点が問題かを聞いてみたことがあります。3点言っておりまして、やはり契約金額が低過ぎて厳しいというのが1点、2点目が、受託者の資金負担が非常に大きい、3点目が、ピーク時の業務負荷が大きいということがありました。

改善するという観点から、金額が大きい、低いというのは、業務量が適切に見積もられているかどうかということもありますので、24年度以降は、入札する際に示す委託書の内容でかなり詳細な数量などを書いて積算しやすいようにしております。それから、資金負担が大きいということがありますので、これは概算払いを可能にする形で、場合によって必要であれば資金を前渡しにすることもしております。さらに、ピーク時の業務量が多いということですが、これはこの業務の性格上、夏に募集しながらヒアリングを行い、予算が決まった後、1月、2月に対応してもらうということから、少なくともそこにピークが出るのは仕方ない面があるので、これは業者のほうに頑張っていただくことかなと思っておりますが、ある程度改善は進めてきております。

そういった中、今回ヒアリングで市場化テストにしたかどうかということでございますが、私どもは3つの点から本業務に市場化テストを導入することは困難と考えております。

まず第1に、スケジュール面であります。市場化テストに入りますと、前年の秋に実施要領をつくってヒアリングとかさまざまな手続が入るわけですが、実はこの予算、最近どんどん減ってきているということが残念ながらあります。例えば平成23年に80億円ありました予算が26年度、来年度は54億円まで減ってしまいまして、それに応じて管理関係の金額も減らしてきております。我々としては、前年同額で査定していただけるのであればかなり予見可能性もあるのですが、このところ毎年毎年減ってきている中で、12月の予算査定前の段階で作業をしても、予算がついてからさらにもう一回全く同じ作業をすることになってしまいますので、私どもとしては、予算が決まってから、このプロセスで言

いますと2月ぐらいの段階に新規課題を決めます。このときに新規課題が決まり、その余った額で既存課題への配分も決めて、研究テーマが定まるわけでもありますけれども、その時点以降、非常に大車輪で作業を進めまして、5月までかかる場合もあるのですが、何とか4月には予算を決定したいということで、2月から4月までの非常に短い期間に集中的に行うということがあります。そういう形でも市場化テストをやっていただければいいのですが、市場化テストの今の日程からするとなかなか合わないというのが1点であります。

2番目は、分割発注を行ったらどうかという議論があるのですが、分割発注を行う場合、現行の質の維持は困難と思っております。実は先ほど申し上げましたように、この環境研究総合推進費自体、3つの予算が全部重なってできてきている過去の経緯がありますので、統一的に扱っていかうということで、公平に、統一的に管理を行うことに意を注いでおりますので、分割というのは質を下げるという意味で困難ではないかと。

最後ですが、3つの予算が合わさった経緯にもかかわりますが、目未定経費であるということでもあります。市場化テストの大きなメリットとしては、複数年契約が可能になることで、毎年毎年契約を行うのではなくて、もしできれば通年、3年とか5年やるほうがいいのでありますが、先ほど申し上げましたように3つ予算の経緯が重なってできてきたことから、この予算の中には研究所へ対する委託、地方に対する委託、補助金、他省庁への移しがえなどさまざまなものが含まれ、それが2月に研究課題が確定した段階で決まってくるという仕組みになっております。複数年契約ということであると、来年あるいは再来年以降の金額が決まっていれば可能になるのですが、毎年毎年予算が減って、管理費自体も減っているような中で複数年というものは、かなり状況が厳しいのではないかと考えております。

せっかく提案していただいたのでありますが、私どもとしては、市場化テストを受けるのはかなり困難な業務と認識しております。

以上でございます。

○北川主査　ありがとうございました。

御意見等がございましたらどうぞ。

○尾花副主査　では、質問からさせていただきます。

御説明いただいてありがとうございました。

環境研究総合推進費自体が非常に大きく予算が変わってきているのは理解したのですが、それに伴ったこの研究管理・検討事業委託業務という作業の内容及びそれに対する予定価格みたいなものは大きく変動があるのでしょうか。

○清水局長　それも1億4,000万円ぐらいから1億2,000万円まで2,000万円ぐらい変動してきていますので、もし前年並みで出して検討してもらっても、1,000万円ぐらい違うと事業者さんには大変負担になるのではないかと考えております。

○尾花副主査　なるほど。わかりました。また考えます。

○北川主査　よろしいですか。

○引頭副主査 2点質問があります。今の御説明ですが、確かに最後にならないと確定しないということはわかりましたが、そうはいつでもだいたいの状況はわかるのではないのでしょうか。さきほど、事業者さんの負担とおっしゃっていましたが、これは一般競争入札においても民間競争入札も同じことだと思うのですが、そのことについてどうお考えでしょうか。

2点目は、業務については十分理解できていないかもしれませんが、仕様書などを拝見した限りにおいては、御回答の中にも書いてあったように10者とか20者ぐらいは潜在的に応札できる可能性があるのではと理解しております。今回、改善策として、資金面の負担軽減として、前払いの実施であるとか、情報公開の拡充に取り組むというお話がありました。こうした施策により、もう少し門戸が開くのかなという印象を受けたのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○清水局長 24年度から一般競争入札にしているという意味では、門戸を我々は開いているつもりでございます。

○引頭副主査 さらに今回こういう工夫をされますので、今後はのお見通しはどうですかということです。

○清水局長 もちろんさらに情報公開をしながらやっていきたいと思っております。

それから、夏にやるのと冬にやるのとの違いということかもしれませんが、冬の時点では予算が確定していますので、事業者さんも二度手間にはならないという意味で負担が少ないのではないかと申し上げたということでございます。

○引頭副主査 わかりました。

○北川主査 スケジュールのことを言われましたけれども、この2月というスケジュールは、そのスケジュールそのものがおかしいのではないかという見方はできないのですか。

○清水局長 これは9月に新規課題を公募して。

○北川主査 何で9月なのですか。

○清水局長 9月から11月ぐらいにやり始めて、12月に1次審査をして、12月の段階で予算内示をするので、そこでやっとどれだけ新規課題が要望できるかというのが決まるのです。もちろん12月からやり始めたらとても遅くなってしまいますから、4月に間に合わせるために前年夏から準備を重ねながら、それで12月に予算が決まるということで、そこで大枠が決まる。そこから大車輪でやって、2月に新規課題を決めるというプロセスになっています。

○北川主査 それは固定、それ以外に方法はないのですか。

○清水局長 前年に財務省が夏ぐらいの段階で来年は幾らつけると言ってくれば別なのですが、今の予算査定のシステムだと、やはり12月を待たないと予算の大枠が確定しないので、一生懸命2月ぐらいにやるものを1月ぐらいに何とか早められるかどうかというのはあるかもしれませんが、前年に出すのはかなり困難なことかなと思います。

○北川主査 よろしいですか。

それでは、議論として今お聞きして、いろいろな事情はあろうとも、私どもとしては、1者応札であるとか、あるいは一般競争入札とかいうことの変化はわからないわけでもない、御努力はいただいておりますけれども、我々がこれまでも議論をしてきまして、こちらの副主査からも御指摘いただいたように、これは民間の皆さんが入れる余地が何者かあるわけですね。

○清水局長 もちろんオープンなわけですので。

○北川主査 ただ、オープンでやってこられたけれども、結果はだめだったというのは一体どういうことかという議論も成立するのではないかと、こんなことも考えます。

したがって、これはさらに情報公開なんかもやっていただかなければいけません、本事業は民間競争入札の導入に向けた検討をさらにお願いしたいというのが私どもの判断ということで御理解をいただきと思います。

本日の議論の中で各委員から示された課題や意見等について、実施府省において1カ月程度を目途に取りまとめていただきまして、事務局を通じて御回答ください。その結果について各委員でさらに確認をさせていただきたいと思います。

本日の議論の内容につきましては、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に御報告をお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 研究課題の確定が2月ごろになることから民間競争入札の実施は困難だという話があったのですが、研究課題というのは業務のボリューム量だと思うのです。業務フローというのは、研究課題が幾つになるかとか、どういうものになるかということにかかわらず多分一定だと思いますので、そういうものだけ先に実施要項の審議をすることも実際可能でございまして、審議をした上で研究課題を確定してから公告していただくような柔軟なスケジュールの対応も可能でございまして、その辺もあわせて御検討いただければと思います。

○北川主査 ほかはよろしゅうございますか。

それでは、ぜひ御検討いただくようお願いいたします。

環境省の皆様におかれましては、御出席ありがとうございました。